

1 計画の枠組

(1) 計画改定の趣旨

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」）は廃棄物処理法第6条第1項に基づき、今後の泉南市、阪南市（以下、「構成市」）及び泉南清掃事務組合（以下、「組合」）の清掃行政の方向性を示す目的で令和4（2022）年3月に策定されました。本計画では令和8（2026）年度の中間目標年度における取組み状況や目標の達成状況を点検・評価し、今後の清掃行政の方向性を示す中間見直しを行います。

(2) 計画期間

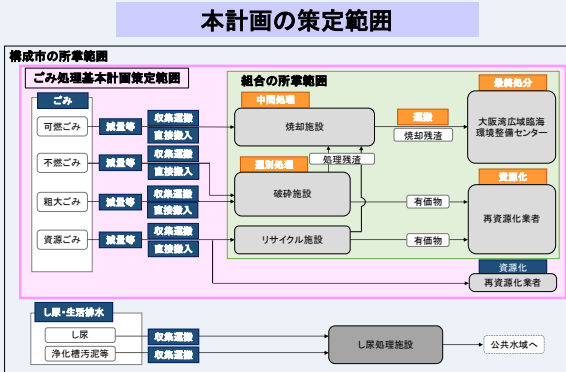
年度														
令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
計画初年度				中間目標年度					中間目標年度					計画目標年度

(3) 計画対象地域

本計画における計画対象区域は、関西国際空港を除く構成市の区域全域（以下、「本圏域」）とします。

(4) 計画の範囲

一般廃棄物処理基本計画には、「ごみに関する部分」と「生活排水に関する部分」が含まれますが、本計画は「ごみに関する部分」を策定範囲とします。



2 泉南市・阪南市の概況

(1) 人口及び世帯数

本圏域の人口は平成28（2016）年119,504人から令和7（2025）年まで、約10.4%減少しています。一方世帯数は約1.8%増加しています。

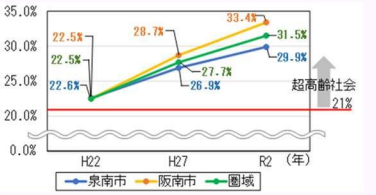
年	泉南市			阪南市			圏域 計		
	人口 (人)	(指数)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	(指数)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	(指数)	世帯数 (世帯)
H28	63,396	100	25,899	56,108	100	24,106	119,504	100	50,005
H29	62,886	99	26,021	55,394	99	24,200	118,280	99	50,221
H30	62,293	98	26,116	54,726	98	24,197	117,019	98	50,313
R1	61,755	97	26,255	53,969	96	24,144	115,724	97	50,399
R2	61,175	96	26,330	53,282	95	24,188	114,457	96	50,518
R3	60,452	95	26,385	52,483	94	24,136	112,935	95	50,521
R4	59,790	94	26,518	51,695	92	24,145	111,485	93	50,663
R5	58,992	93	26,546	50,934	91	24,150	109,926	92	50,696
R6	58,263	92	26,674	50,190	89	24,160	108,453	91	50,834
R7	57,578	91	26,735	49,556	88	24,194	107,134	90	50,929

資料：構成市 住民基本台帳 各年度10月1日人口（ウェブサイト）

(2) 高齢化率の推移

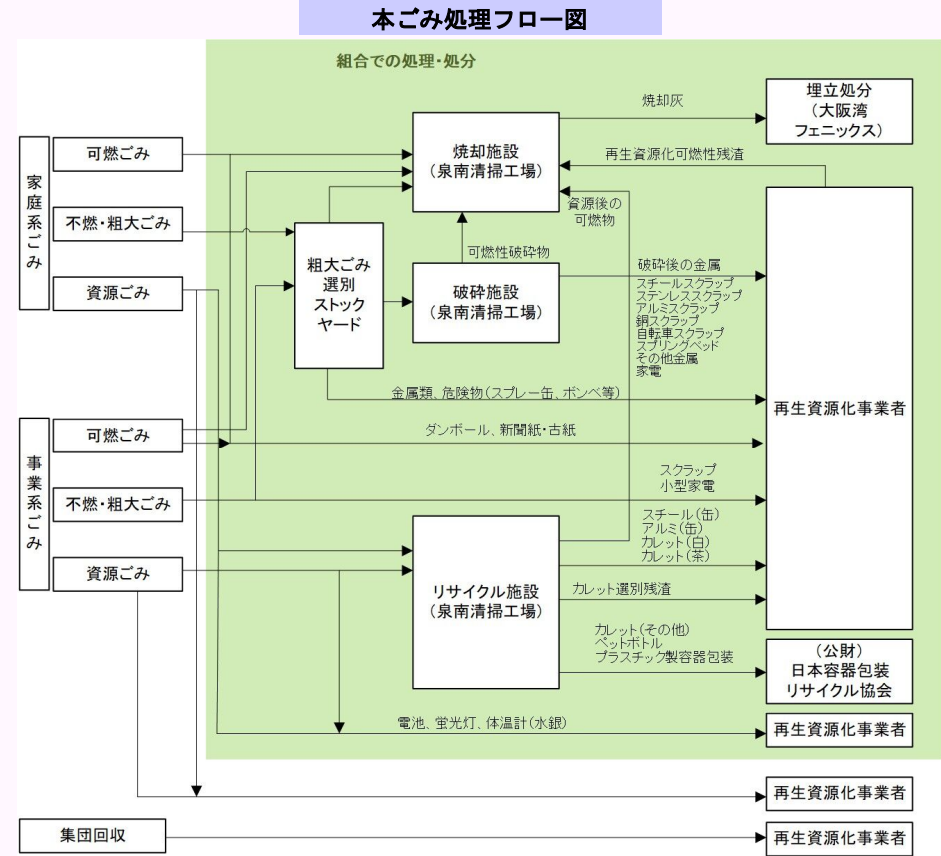
令和2（2020）年の高齢化率は泉南市が29.9%、阪南市が33.4%といずれも超高齢社会（高齢化率が21%を超えた社会）です。

資料：各年 国勢調査結果



(3) ごみ処理フロー

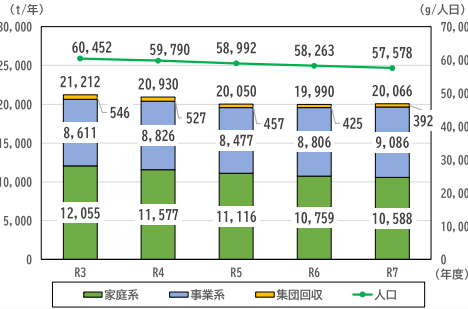
本圏域から排出された可燃ごみについては、組合の焼却施設において焼却処理し、焼却残渣は大阪沖埋立処分場で最終処分を行っています。また、不燃ごみ・粗大ごみは破碎施設において破碎選別した後、処理残渣は焼却処理、資源物は資源化しています。資源ごみは、リサイクル施設で資源化するものと、組合の施設を経由せず、直接再生資源化事業者に引き渡されるものがあります。



(4) ごみの種類別の排出量

本圏域のごみの排出量は、平成20（2008）年度に構成市で実施した可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ収集の完全有料化や、人口減により減少してきました。しかし、一人1日あたりのごみ排出量＊＊は令和5（2023）年度以降に増加傾向となっています。構成市のごみ種類別排出量及び一人1日あたりのごみ排出量＊＊は下図に示すとおりです。

泉南市のごみの種類別排出量

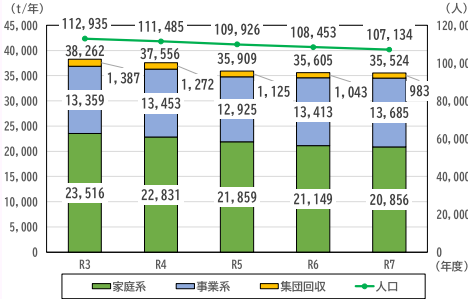


＊ ＊ 「一人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)」を以下、「原単位」といいます。

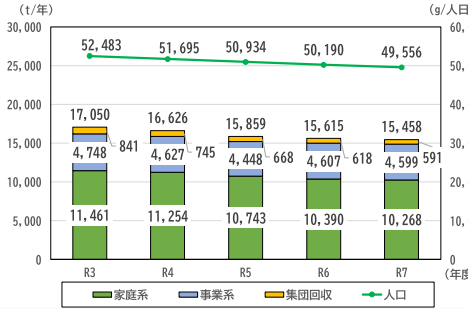
【原単位の計算式】

年間排出量(t/年)÷人口(人)÷年間日数(365もしくは366)(日/年)×1,000,000(g/t)(gに

本圏域のごみの種類別排出量



阪南市のごみの種類別排出量



(5) 主なごみの減量・再利用の状況

項目	泉南市	阪南市	組合
①有料化	家庭ごみは、平成20（2008）年度より、可燃・不燃・粗大ごみ収集、組合の処理手数料の有料化		事業系一般廃棄物の処理手数料を平成20（2008）年度引き上げ
②家庭系ごみの減量化	・有価物集団回収報奨金交付制度 ・生ごみ減量等処理機器購入交付制度 ・不用品交換制度	・有価物集団回収報奨金制度 ・不用品交換制度	構成市内の小学4年生などに施設見学会を実施し、ごみの現状やごみの正しい出し方等を説明
③環境教育	・職員による出前講座等の実施 など		
④事業系ごみ減量指導	許可業者の許可更新時に許可条件をつけ許可証の発行をおこない、減量指導を実施		搬入物検査、展開調査を適宜実施
⑤組合での資源化	平成28（2016）年度に粗大ごみ選別ストックヤードを建設。粗大ごみや直接搬入ごみから直接再資源化できるものなどを抽出し再資源化		

3 ごみ処理の評価

●現行計画（令和3年度策定のごみ処理基本計画）の数値目標

構成市における現行計画の減量目標の達成状況は下表に示すとおりです。事業系ごみ排出量は目標値まで乖離があることから、目標年度の令和18（2036）年度までに達成するのは厳しい状況にあります。

現行計画の目標値の達成状況				
構成市	減量目標項目	R2(基準年度)	R8(計画)	R7(実績)
泉南市	家庭系ごみ排出量※	471 g/人・日	437 g/人・日	425 g/人・日
	事業系ごみ排出量	8,683 t/年	8,091 t/年	9,086 t/年
阪南市	家庭系ごみ排出量※	491 g/人・日	454 g/人・日	457 g/人・日
	事業系ごみ排出量	4,655 t/年	4,338 t/年	4,599 t/年

※資源ごみ及び集団回収を含まない

4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制

新たな法律整備を踏まえ、食品ロス削減とプラスチック廃棄物の排出抑制に取り組む必要があります。

(2) 分別区分

ごみの分別区分を明確にし、周知徹底に努めるとともに、容器包装プラスチック以外のプラスチック類の資源化を検討する必要があります。

(3) 処理手数料

①市指定ごみ袋と粗大ごみ処理券

長期計画の中で、近隣市町の料金水準なども参考に、適正な料金設定について検討する必要があります。

②泉南清掃工場処理手数料

事業系ごみの減量や周辺施設の処理手数料などから、適正な料金設定を定期的に検討する必要があります。

(4) 収集運搬

構成市においては、高齢者等へのごみ出し支援を実施していますが、対象となる世帯は増加しており、今後も継続して実施する必要があります。

(5) 中間処理

老朽化が進んでいる泉南清掃工場について、次期ごみ処理施設整備基本計画に基づき、令和12（2030）年度の供用開始を目標に整備を進めています。

(6) 最終処分

廃棄物を計画的、安定的に処理していく方法について、関係自治体や関係者と連携して検討していく必要があります。

(7) その他

①事業系ごみの減量

事業系ごみ減量のため、許可業者収集及び直接搬入の搬入車両に対して、啓発及び指導等を拡充させる必要があります。

②プラスチック類の今後の取扱い

今後の国の制度化や再商品化事業者の動向を注視しながら、構成市と協力し分別収集や再商品化の実施を検討する必要があります。

5 ごみ処理基本計画

(1) 計画の基本方針

- 基本方針1：ごみ減量化・リサイクル意識の向上
- 基本方針2：環境負荷の少ないごみ減量化の推進
- 基本方針3：循環型処理及び適正処理の推進
- 基本方針4：市民・事業者・行政の連携・取組み

(2) 将来人口推計

将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を年度ごとに直線補間し、目標年度の令和18（2036）年度の将来人口は88,654人となり、令和7（2025）年度実績より18,480人減少します。

(3) 目標値の設定

圏域共通の目標を以下のように設定します。

- 家庭系ごみ（資源ごみ及び集団回収を含まない）原単位（g/人日）を令和18（2036）年度までに令和2（2020）年度実績の19%削減
- 事業系ごみ年間排出量を令和18（2036）年度までに令和2（2020）年度実績の4%削減

構成市の具体的な減量の目標値

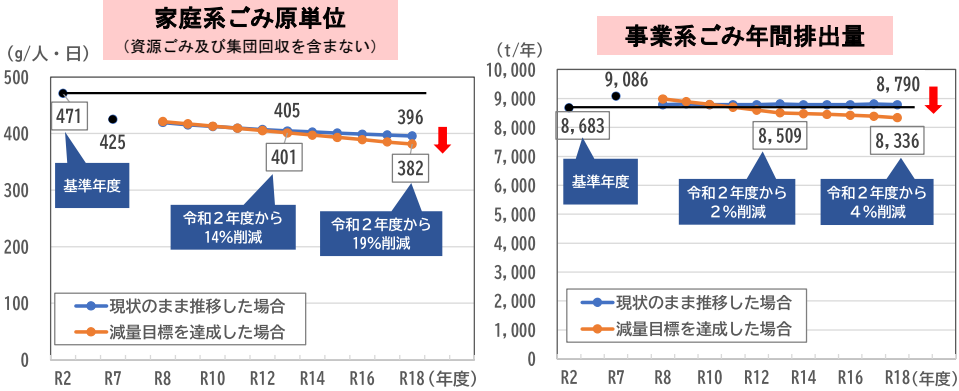
構成市	減量目標項目	R2 基準年度	R7 実績	R18 目標値
泉南市	家庭系ごみ排出量※	471 g/人・日	425 g/人・日	381.6 g/人・日
	事業系ごみ排出量	8,683 t/年	9,086 t/年	8,336 t/年
阪南市	家庭系ごみ排出量※	491 g/人・日	457 g/人・日	400.0 g/人・日
	事業系ごみ排出量	4,655 t/年	4,599 t/年	4,469 t/年

※資源ごみ及び集団回収を含まない

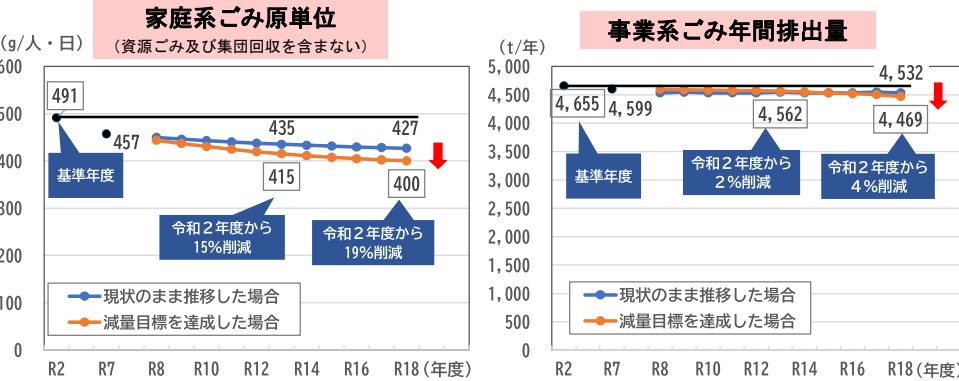
(4) 減量目標を達成した場合のごみ排出量の将来推計結果

構成市の計画ごみ量の将来推計結果は下図に示すとおりです。令和2（2020）年度の実績から目標年度まで、家庭系ごみ（資源ごみ除く）原単位を19%削減、事業系ごみ排出量を4%の削減で、目標値を達成します。

泉南市の将来推計結果

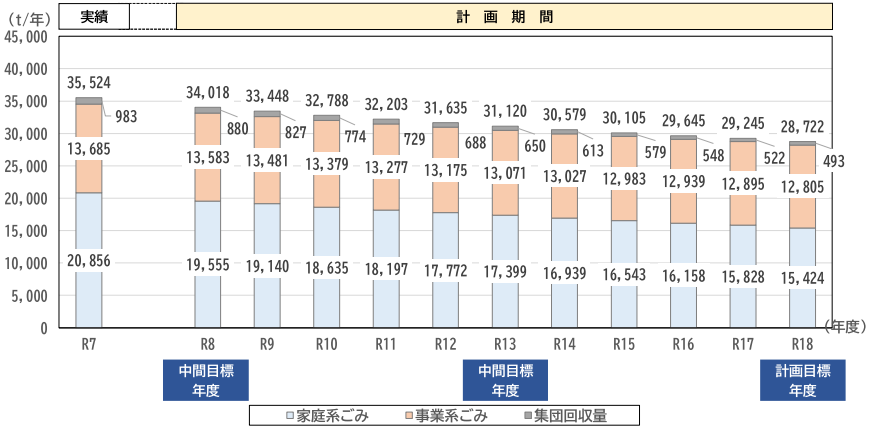


阪南市の将来推計結果



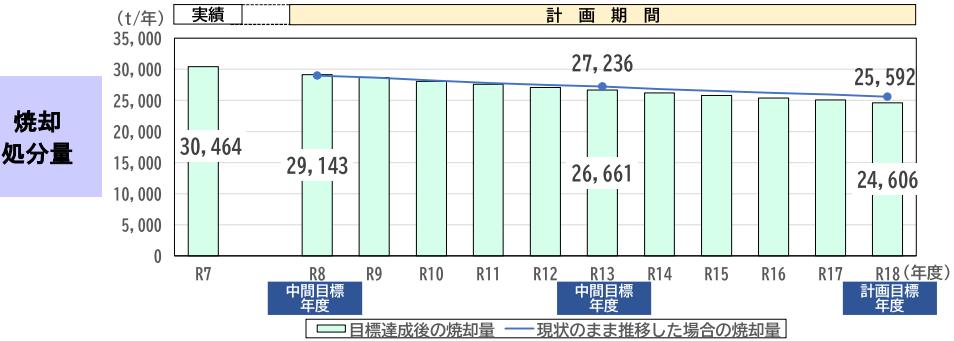
構成市が減量目標値を達成した場合の本圏域のごみ排出量は、計画目標年度の令和18年度に家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計で、28,722トンまで減少します。

本圏域の将来推計結果

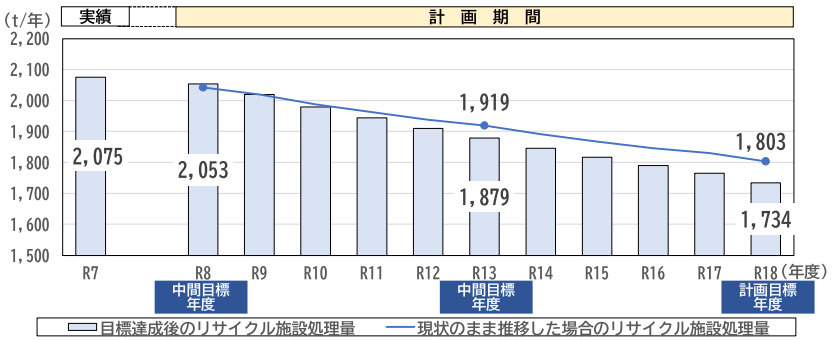


(5) 減量目標を達成した場合のごみ処理量の将来推計結果

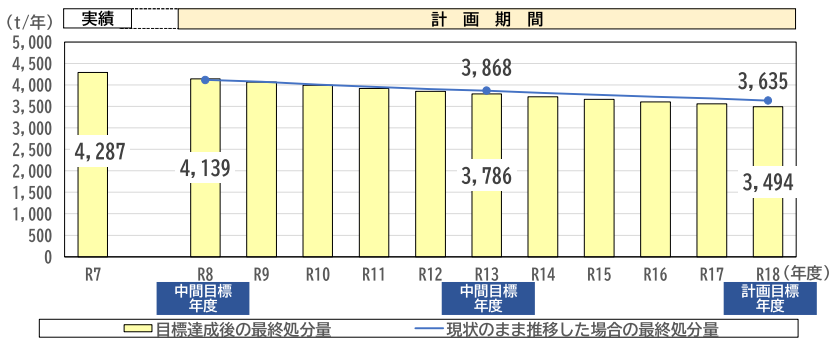
本圏域の減量目標を達成した場合のごみ処理量の将来推計結果は下図に示すとおりです。



リサイクル
施設
処分量



最終
処分量



6 基本施策

ごみの排出抑制と減量化の方策

- 環境教育・啓発活動の充実
- 家庭系及び事業系一般廃棄物処理費用負担の検討
 - ・家庭系ごみ、事業系ごみとも、今後も継続して適正な料金改定の検討 など

3. 減量化の取組み

(1) 生ごみの堆肥化・減量化

- ・市民は生ごみの水分を絞るなど、ごみ減量化に努める
- ・行政は生ごみ減量のための啓発や情報などを発信する など

(2) 発生源における排出抑制

- ・市民は必要な食品を必要な量だけ購入し、手つかず食品をごみとして排出しないなど、ごみの2R（リデュース・リユース）推進に努める など
- ・事業者は自ら原材料の選択や製造工程の工夫などで、ごみの2R推進に努める など

- ・行政は、市民・事業者の行動を促す

(3) 過剰包装・容器包装廃棄物の抑制

- ・市民は、商品の購入にあたって容器包装の少ない商品を選択する
- ・事業者は、容器包装の利用、製造などにあたって容器包装の減量に努める
- ・行政は、市民、事業者との連携・協働により容器包装廃棄物などの抑制方策を検討するとともに、普及・啓発に努める など

(4) 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

- ・市民・事業者は使い捨て商品の使用抑制など、ものを無駄にしないライフスタイルを心がける など
- ・行政は自ら事業者として循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、市民・事業者への情報提供を行う など

(5) 資源物の混入の削減

- ・市民・事業者は分別の徹底を行う など
- ・行政は2Rを推進しつつ、自ら行動するとともに、市民・事業者へ啓発を行い、分別の徹底を図る など

食品ロス削減の取組み

1. 市民の取組み

- 食品の直接廃棄削減
- 調理時の廃棄削減
- 買い物時に食ロス削減の心がけ
- 食べ残しによる廃棄の削減
- 外食時の食品ロス削減

2. 事業者の取組み

- 食品小売店、食品卸売業、飲食店、食品製造業、加工業

それぞれの業種の取組み

3. 行政の取組み

- 市民、子どもへの啓発・教育
- 飲食店での啓発促進
- 災害時備蓄食品の有効活用

7 ごみ処理施設整備等の施策

(1) ごみ処理施設整備の目的

①焼却・破砕施設

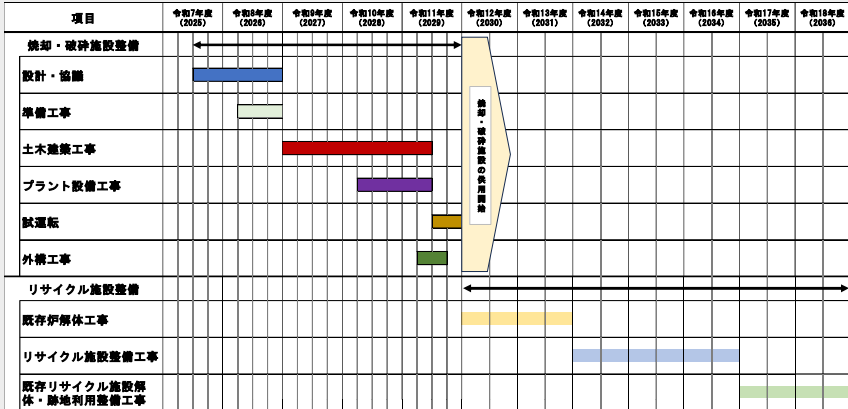
施設の老朽化を踏まえ、本圏域の安定・安全なごみ処理を継続していくため、自立運転が可能な防災機能を持たせた新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を行います。

②リサイクル施設

施設の老朽化と資源物の細分化への対応の必要性を踏まえ、本圏域の安定・安全なごみ処理を継続していくため、建て替えが必要です。

(2) 施設の整備スケジュール（案）

焼却・破砕施設の令和12（2030）年度の供用開始を目指します。



※リサイクル施設整備スケジュールは、東府清瀬事務所が策定した次期ごみ処理施設整備基本計画（令和6年8月）による。